

飛島村

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

法定協議会を適切に開催し、地域の公共交通を活性化し、地域を活性化するために適切な事業を選び出し、試行的に事業を実施する中で、その問題点の検証、事業の見直しの要否の検討、利用料金の適正な設定、協賛金の拠出等も含めた財源の検討等を行い、当該事業を本格実施する環境の整備を行った。

【二次評価】

自己評価のとおり。

計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合連携計画において、近鉄蟹江駅と地下鉄名古屋港駅の双方と接続する路線バス(名港線・蟹江線)、交通空白地帯の解消及び移動制約者への利便性向上を目的にした村内を巡回するコミュニティバス及び村から最も近い総合病院への通院手段の確保を目的としたデマンドタクシーを実証運行事業と位置付け、それら実証運行に基づく環境整備への検討、利用促進活動及び事業評価活動も含め計画通りに実施した。

・名港線 運行開始4月1日 89.4千人利用 1日26便(平日) 運行日数233日

・蟹江線 運行開始4月1日 65.0千人利用 1日41便(平日) 運行日数275日

・コミバス 運行開始4月1日 0.2千人利用 1日8便 運行日数220日

・乗合タクシー 運行開始10月1日 89人利用 運行回数 75回

【二次評価】

自己評価のとおり。

具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

路線バスの実証実験については、総合連携計画において、運賃収入割合及び利用者満足度調査の結果に基づき事業評価を行うこととしており、12月末までの運賃収入割合及び9月に実施した利用者アンケートを基に事業評価を行った。

コミバスの実証実験については、総合連携計画において、乗降者推移及び利用者満足度調査の結果に基づき事業評価を行うこととしているが、利用者数が極端に少ないため、未利用者に対するアンケート調査及び乗降者推移を基に事業評価を行い、次年度での改善を検討した。(6月開催の法定協議会にて評価方法・評価基準について報告済み)

乗合タクシーの実証実験については、総合連携計画において、乗降者推移及び運賃収入割合の結果に基づき事業評価を行うこととしており、12月末までの乗降者推移及び運賃収入割合を基に事業評価を行った。

資料1(第1回法定協議会資料)及び資料2(第2回法定協議会資料)を参照

【二次評価】

自己評価のとおり、適正に評価している。

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

路線バスについては、ニーズを踏まえたサービス向上を目標としており、過去の満足度調査との比較又は新規利用者の利用理由を確認し評価検証を行った。名港線では、全便伊勢湾岸道路経由としたことによる定時性の向上、蟹江線では、延伸したルート及び新たな運賃設定による効果があり、当初想定したサービス向上は達成できたと考える。反面、満足度が低下した項目もあり、法定協議会においてその改善を目指した事業内容の変更を審議決定した。

コミバスについては、事業実施により、空白地帯の解消などのハード面での目標は達成されたが、ニーズに応じた公共交通の提供という目標は、利用者推移から達成されたとは言えない。法定協議会及び専門部会において、その原因を検討し、今後の改善策を決定した。

資料3(第2回法定協議会資料)及び資料4(コミュニティバス議事録)参照

【二次評価】

利用状況により検証がされ、適切な事業と判断している。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

路線バスの実証運行については、収支率が47%と比較的高い数値ではあるが、欠損金額はひとつの自治体が負担するには大きな金額であり、更なる収支率の向上と運行継続を支える仕組みの確立が課題となる。運行内容で今後改善を必要とする事項についても、それらの課題を踏まえて法定協議会にて検証した。乗合タクシーについては、実証運行から3ヶ月しか経過しておらず、利用者推移などからの問題点の検証が困難であるが、利用者が固定されている傾向などを問題点として捉え、法定協議会にて検証した。

資料3(第2回法定協議会資料)参照

【二次評価】

問題点を把握していることから今後の実施に反映させることが期待される。

実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

コミバスは、利用者数が想定をかなり下回っており、事業効果が表れていない。法定協議会及び専門部会にて、住民アンケートなど未利用者を対象としたアンケート結果に基づき、大幅な見直しを行うこととした。

資料3(第2回法定協議会資料)及び資料4(コミュニティバス議事録)

【二次評価】

自己評価のとおり。

2 事業の実施環境

当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成22年度において路線バス、コミバス及び乗合タクシーの実証運行の事業を実施するにあたっては、総合事業による国費のほか、飛鳥村及び蟹江町からの財政支出及び関係事業所からの負担等によるということで関係者の合意が形成されており、飛鳥村及び蟹江町では、3月議会に平成22年度予算案を提出し、議会において審議してもらうことになっている。

【二次評価】

自己評価のとおり。

住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

総合計画において記載したサポート制度の具体案については、12月の法定協議会(第2回)での検討に加え、臨海部企業で構成される企業連絡協議会及び防犯協会の役員会でも説明・協力を要請し、3月開催予定の法定協議会(第3回)では、制度の承認及びそれに伴う予算の承認を予定している。

資料5(第2回法定協議会資料)参照

【二次評価】

自己評価のとおり。

当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

実証運行終了後も引き続き当該事業を継続実施するため、法定協議会では、単純な利用者増加を目指す事業改善でなく、収支率(費用対効果)を踏まえた事業改善策を検討している。

【二次評価】

自己評価のとおり。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会審議事項については、その規約により、連携計画の策定・変更、計画事業の実施に関すること、計画事業に基づく事業計画の設定・変更、その他必要な事項等と定められている。また、平成21年3月末に開催した法定協議会では、翌年度(21年度)事業計画を審議し、今年度6月、12月に開催した法定協議会では計画事業の実施状況等を報告審議した。

資料6(法定協議会規約)参照

【二次評価】
自己評価のとおり。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)

法定協議会の構成員には、飛鳥村の区長会長、議会議長及び臨海部企業の代表者が含まれている。またコミバスについては、複数の地元関係団体の代表者で構成されている専門部会を設置・開催している。実施状況や計画事業の進め方に加えて、アンケート調査結果等を踏まえた改善案も、法定協議会及び専門部会で検討された。

また、前年の2次評価で指摘のあった未利用者への調査(住民アンケート)についても実施し、この結果に基づき改善案の検討を行った。

【二次評価】

計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

平成21年3月の法定協議会で、翌年度(21年度)の事業計画及び予算を中心に計画事業の進め方が審議された。それ以降の法定協議会では、実施状況及びモニタリング結果などを報告し、次年度以降の改善策及び自己評価報告案が審議された。

【二次評価】
適切に開催された。

協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の傍聴は可能であり、開催時は必ず傍聴席を準備している。また、議事録は事務局及びHPにて公表している。

資料6(法定協議会規約)参照

【二次評価】
自己評価のとおり。

地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

専門部会でコミバスに関するモニタリング結果に基づいた事業改善策について審議され、法定協議会においては、計画事業の実施状況、モニタリング結果及び専門部会での審議結果などが報告され、それらに基づいた翌年度の事業改善案が審議された。また、近隣市町等の関係機関で構成する幹事会も開催し、地域関係者の実質的な合意は形成されたと言える。

【二次評価】
専門部会及び協議会等において地域関係者の合意形成が行なわれている。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。